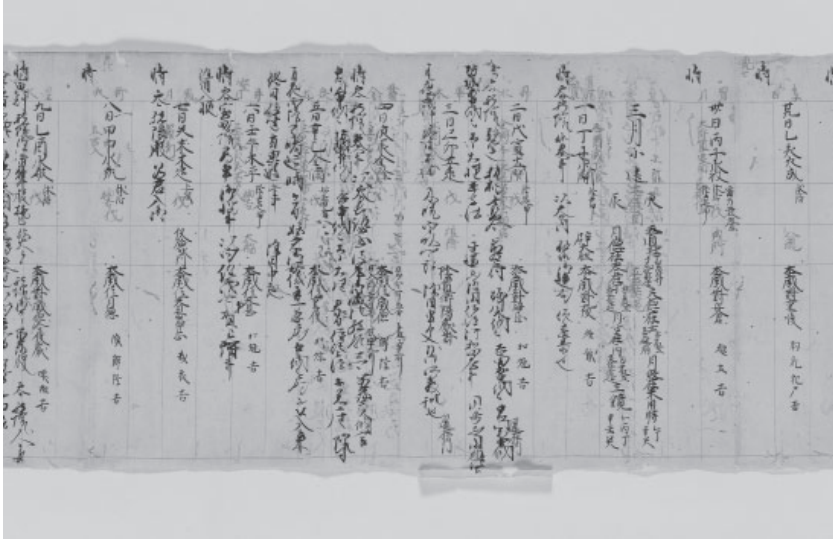


国立歴史民俗博物館の愉悦⑤

『兼仲卿曆記』『兼仲卿記』

文永11年～正安2年3月



『兼仲卿曆記』自正安2年正月22日至3月29日

国立歴史民俗博物館（以下、歴博）の代表的な資料群の一つに「広橋家旧蔵記録文書典籍類」がある。これは、主に中世から近世にかけて活躍した公家の広橋家が所蔵した資料群で、広橋家から東洋文庫を経て歴博の所蔵となったものである。このなかには広橋家の歴代当主の自筆日記が含まれているが、その一つに鎌倉時代後期の広橋家の当主だった藤原兼仲のものがある。

兼仲の自筆日記は、一年の暦を記した具注暦に記入された暦記と文書紙背を料紙に利用した日次記（ひなぎ）からなるが、歴博では東洋文庫での呼称を継承して前者を『兼仲卿曆記』、後者を『兼仲卿記』と称している。しかし、一般的には両者を区別せず、『兼仲卿記』の名称で知られている。この名称は、兼仲が蔵人・弁官を歴任して

中納言に至り、勘解由小路中納言と称されたことから、称号の「勘」と兼仲の「仲」とをつたものである。現在、暦記は文永十一年（一二七四）・弘安七年（一二八四）・正応元年（一二八八）・永仁二年（一二九四）のそれぞれ一年分（永仁二年巻は二巻に分巻）と正安二年（一二三〇）

正月四日～三月二十九日の断簡三巻の計八巻、日次記は建治元年（一二七五）十月巻から永仁二年三月巻までの七十七巻がある。文永十一年を除いて、暦記と日次記は同時並行的に用いられたようである。

現存する日記は、兼仲が三十一歳の文永十一年からであるが、同年六月四日の自宅火災の記事のなかに「予の抄物已下の愚記・細々の書籍、一紙を残さず灰燼と化す」と見えることから、それ以前から日記をつけていたことがわかる。散逸した部分も少なくないが、正安三年（一二三〇）に至るまでの日記がかなりまとまった形で現存しており、鎌倉時代後期の公家政権の諸政策や兼仲が仕えた当該期の摂関家の動向、そしてこれらに対する鎌倉幕府の関与の様子を具体的に知ることができ、鎌倉時代後期の政治史を研究するうえでの第一級の資料となっている。

いま、兼仲の日記は正安三年まで現存すると述べたが、正安三年の記事は宮内庁書陵部所蔵の柳原本『大賞会部類』に逸文として収められているもので、歴博所蔵の兼仲の自筆日記は正安二年（一二三〇）三月までとなる。しかし実は、二〇一九年度まで正安二年の自筆日記は正月六日・七日条を持つ暦記断簡一巻があるのみだった。ところが、二〇二〇年度に正月四日・五日・八日・二十一日条を持つ暦記断簡一巻が、二〇二一年度に正月二十二日～三月二十九日条を持つ暦記断簡一巻が市場に売りに出され、それぞれ歴博が購入することで正安二年正月～三月の自筆日記が揃ったのである。これにより、本来の『兼仲卿曆記』正安二年春巻が復元されることになり、それまで内閣文庫が所蔵する写本からしか知りえなかったその内容を自筆日記によって確認できるようになった。また、新たに購入した双方の暦記断簡はこれまで知られていなかった紙背文書を持つとともに、特に後者には写本に見えない二月十四日条・三月二日条・同四日条の裏書を有する点が貴重である。これらの新出自筆日記は、二〇二三年三月七日に開幕する歴博の特集展示「中世公家の〈公務〉と生活―広橋家記録の世界―」で展示する予定である。